

足踏式自動車の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認50産第4346号・昭和50年7月9日

製品安全協会

足踏式自動車専門部会

内藤 幸七郎	愛育院(病)院長
知久 篤	(有)製品デザイン研究所
若山 安雄	工業品検査所安全監督課長
松岡 寿人	(財)日本機械玩具検査協合理事
杉山 量重	(財)日本車両検査協会 理事
大虫 讓	(財)日本プラスチック検査協合理事
高野 良孝	(財)化学品検査協合理事
富田 五平	製品安全協会 理事
荒川 徹夫	製品科学研究所 製品性能部研究室
伊藤 康江	消費科学連合会
甲斐 麗子	主婦連合会
峰 光子	全国地域婦人団体連絡協議会
館野 良幸	(財)日本消費者協会
西堀 雄三	全国児童乗物団体連合会 事務局長
森本 久衛	(株)モリ 常務取締役
山田 幸一郎	三幸工業(株) 代表取締役
石井 義人	日本百貨店協会 (株)大丸百貨店文化利用部 部長
青戸 泰賢	日本チェーンストア協会
大塚 博	富田(株)技術顧問
森 寿	通産省生活産業局文化利用課 課長
齊藤 成雄	産業政策局消費経済課 課長
野崎 紀	貿易局検査デザイン課 課長
宮沢 和夫	工業技術院標準部電気規格課 課長
橋目 光市	(株)橋目製作所
水谷 正行	(株)子供乗物水谷製作所
木下 匠	(株)トシマ

足踏式自動車の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、足踏式自動車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

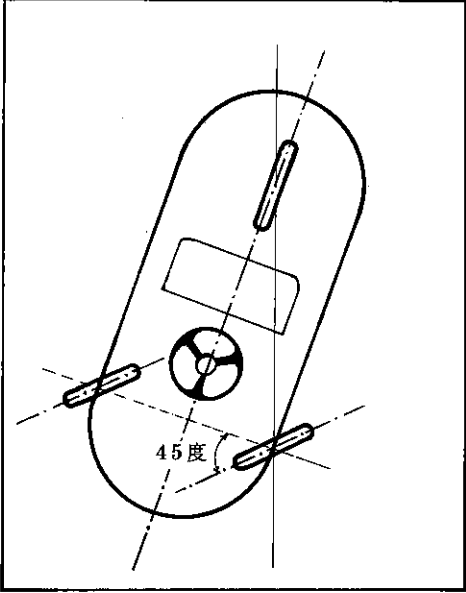
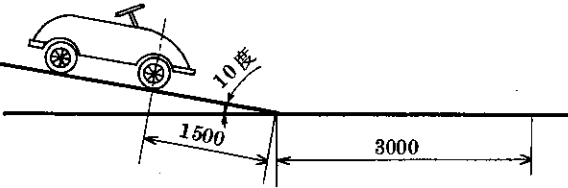
この基準は、幼児が使用する三輪及び四輪の乗員1人用の足踏式自動車(以下、自動車という。)について適用する。ただし、押手棒付自動車は除く。

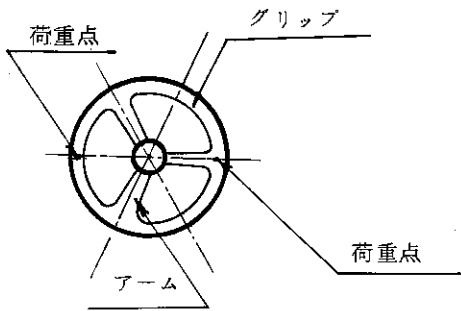
なお、ここでいう幼児とは、標準として1才半児から6才児までをいう。

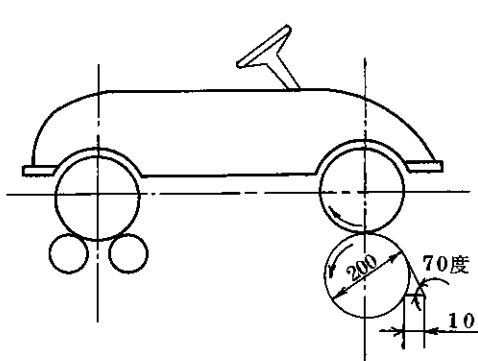
3. 安全性品質

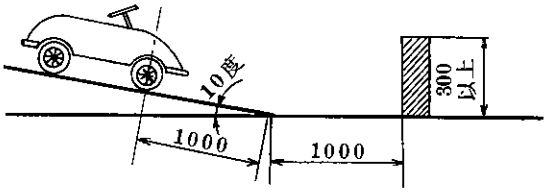
自動車の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	1. 自動車の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1) サドル座面は、前後左右に著しい傾きがないこと。 (2) ペダルは、著しいねじれ及び曲がりがないこと。 (3) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。 (4) 手及び足の触れる部分の仕上げは良好で、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。 (5) タイヤの形状及び肉厚は均整で、き裂、変形、使用上支障のある欠点がないこと。 (6) サドルに20キログラムの力を加えた状態で、車輪と車体との間隔は、13ミリメートル以上であること。	(1) 目視及び触感により確認すること。 (2) 目視及び触感により確認すること。 (3) 目視及び触感により確認すること。 (4) 目視及び触感により確認すること。 (5) 目視及び触感により確認すること。 (6) サドル座面に20キログラムの力を加えた状態で、車輪と車体との間隔をスケール等により確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 安 定 性	2. 三輪の自動車を傾斜させたとき1.5度以下で転倒しないこと。	<p>2. 20キログラムの重錘をサドル座面に固定し、図1に示すように平坦な板の上に、ハンドルを45度切った状態で静置し、板の一边を徐々に持ち上げ1.5度に達したとき、転倒しないことを確認すること。</p> <p>なお、ハンドルが45度まで切れない場合は、最大に切った状態で行う。</p> <p style="text-align: center;">図 1</p> 
3. 走 行 性	3. 自動車の走行は、円滑で、著しいだ（蛇）行及び片寄りがないこと。	<p>3. 図2に示すように幅1メートルの合板で作った10度の傾斜面を1.5メートル自然滑降させたあと、惰性により水平・平坦な幅1メートルの床面を走行させる。</p> <p>これを3回繰り返し、それぞれ水平・平坦な幅1メートルの床面を出ないで3メートル以上走行するか確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 2 単位 ミリメートル</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 組 付 け 強 度	<p>4. 自動車各部の組付け強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前車輪を固定し、ハンドルに150キログラム・センチメートルのトルクを加えたとき、操縦機構各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 駆動輪を固定し、ペダルに駆動方向の力45キログラムを加えたとき、駆動機構各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) その他各部の組付けは確実で、ゆるみ、がた等がないこと。</p>	<p>(1) 前車輪を固定し、ハンドルに150キログラム・センチメートルのトルクを加え、操縦機構各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(2) 駆動輪を固定し、ペダル中央部に駆動方向の力45キログラムを加え、駆動機構各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(3) 各部品それぞれに10キログラムの力を加え、ゆるみ、がた等がないことを確認すること。</p>
5. 耐 荷 重	<p>5. ハンドルに20キログラムの力を加えたとき、ハンドル各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	<p>5. 図3に示すようにアームとアームとの中間のグリップ及びそれと相対するグリップにハンドルポストと平行にそれぞれ10キログラムの力を同時に3分間加え異状のないことを確認すること。</p> <p>なお、それぞれのアームとアームとの中間ごとに行う。</p> <p style="text-align: center;">図 3 (一例)</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>6. 耐 衝 撃</p>	<p>6. 自動車の耐衝撃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) サドル座面に20キログラムの砂袋を200ミリメートルの高さから落下させたとき、自動車各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 車輪を10ミリメートルの段のあるドラム上で回転させたとき、各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 障害物に自動車を衝突させたとき、自動車各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	<p>(1) サドル座面上200ミリメートルの高さから20キログラムの砂袋（底面の直径約200ミリメートル）をサドル座面に落下させる。これを3回繰り返し各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(2) 20キログラムの重錘をサドル座面に固定し、図4に示すように10ミリメートルの段のあるドラム（直径200ミリメートル）の上に車輪を載せ、ドラムを毎分100回の速さで連続1時間回転させ各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>なお、前車輪及び後車輪それぞれについて行う。</p> <p style="text-align: right;">図 4 単位ミリメートル</p>  <p>(3) 20キログラムの重錘をサドル座面に固定し、図5に示すように合板で作った10度の傾斜面1メートル及び水平・平たんな床面1メートルを自然走行させ、高さ300ミリメートル以上のコンクリート製の平面壁に衝突させる。</p> <p>これを3回繰り返し、各部に異状がないことを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
		<p style="text-align: center;">図 5</p> <p style="text-align: right;">単位 ミリメートル</p>  <p>7. 材 料 7. 自動車の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>7. 食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第4おもちゃの規定に適合しているか確認すること。</p> <p>8. 附 属 品 8. 附属品は、自動車の使用上の安全性を損なわないものであること。</p> <p>8. 傷書を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無とその材質及び機能等について、それぞれ目視及び触感等により確認すること。</p>

4. 表示及び取扱説明書

自動車の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示する。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 製品に適した使用年令及び身長範囲（下げ礼でもよい。）</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 部品及び附属品の一部が取り外されている自動車は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(2) 使用上の注意</p> <p>(a) 初めて乗る幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。</p> <p>(b) 坂道での使用は避けること。</p> <p>(c) 交通のひんばんな道路、車両交通の多い場所では使用しないこと。</p> <p>(d) 車輪の周囲には手を入れないこと。</p> <p>(e) 二人乗りはしないこと。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるか確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(f) 手入れ及び点検を時々行うこと。</p> <p>(g) 破損、故障等したままで使用しないこと。</p> <p>(h) 雨ざらしにはしないこと。</p>	